

# 令和6年度 沖縄県立泊高等学校定時制課程 夜間部 部活動・同好会に係る活動方針

部活動（以下、同好会も含む）における活動基本方針

本方針は、「運動部活動のあり方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動における総合的なガイドライン」に則り、生徒にとって望ましい実施環境を構築するという観点に立ち、以下の点を重視して、学校、地域、分野、活動目的に応じた多様な形で最適に実施される事を目指す。

○ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育み、運動部活動においては、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るものとする。また、文化部活動においても、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努め、共に、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。

## 1 適切な運営のために

(1) 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所及び大会参加日等）を作成し各部教頭が集約し、校長へ提出する。

(2) 本校では、三部(定時制 午前部・夜間部、通信制)が施設を共有しており、活動時間の制約の中で、全職員の共通理解のもと、部活動顧問の指導に係る業務の適正化を図り、学校として組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図る。

(3) 校長は、部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

## 2 適切な指導の実施について

(1) 校長、部活動顧問及び指導者は、「運動部活動における総合的なガイドライン」及び「文化部活動のあり方に関する総合的なガイドライン」に則り、生徒の心身の健康を管理し、生徒の安全確保を優先し、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

※夏季の活動では、水分補給や屋内での換気など生徒の健康に十分配慮する。特に熱中症等に注意し、注意報等が発せられた当該地域・時間帯における活動は原則行わない。

(2) 部活動顧問及び指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養や水分補給を適切に行い、過度の練習は生徒の心身に負担を与え、スポーツ障害・外傷のリスクを高めたり、また生徒のさまざまな活動の妨げにならないよう正しく理解し、きめ細やかな指導を行う。

(3) 生徒が生涯を通じてスポーツや文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り指導を行う。

(4) 保健体育担当の教諭や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導する。

(5) 各中央競技団体や文化部活動に関わる各分野の関係団体が作成する指導手引を活用し、合理的かつ効率的・効果的な指導を行う。

### 3 部活動の活動日及び活動時間

#### (1) 学期中の活動日

登校日の平日(週4日以内)で活動する。

土日・祝日(どちらか1日)で活動する。

#### (2) 活動時間

登校日：40分程度

休業日等(土日・祝日)：3時間程度

※(時間帯については、3部の部顧問で調整して行う)

できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

#### (3) その他

定期考査1週間前と考査期間中は活動禁止とする。

但し、特別な理由(大会1ヶ月前等)があれば、部顧問は部活動係を通して管理者の許可を得る。

### 4 年間計画及び活動実績の提出

(1) 部活動顧問は、年間の活動計画を作成する。

(2) 部活動顧問は、活動実績及び毎月の活動実績を作成する。

### 5 その他

(1) 部活動運営に関する事項は、部活動係が管理し、部活動に関する事項の審議決定機関は、部顧問会(臨時)で行う。

(2) 部費の取扱については、各部顧問が適切に管理し、執行する。

上記方針は、令和 6 年 4 月 1 日より実施する。

策定期日：令和 6 年 4 月 1 日